

申請関係質問票（様式 1 2）に対する回答

令和 6 年 8 月 2 1 日

施設名：まちづくり市民交流プラザ

○指定管理業務仕様書について

No.	頁	質 問	回 答
1	2	2 指定管理者が行う業務の範囲 (1) 市民交流プラザの事業の実施に関すること ウ 生涯学習及び市民活動に関する講座の開催 (ア) マルチメディア実習室やマルチメディアスタジオを活用した講座の開催（年 5 講座以上、延べ 44 時間以上）、 (イ) マルチメディア実習室を活用した、I C T ボランティア等による I C T 個人学習支援事業、又は I C T ボランティア育成事業の開催（年 30 回以上、延べ 90 時間以上） とありますが、(ア) (イ) の項目のみ延べ時間数の記載がある理由をご教示願います。 また、(ウ) (エ) (オ) と同様に、(ア) (イ) と合わせて年 134 時間以上とすることは可能かをご教示願います。	まちづくり市民交流プラザの特色であるマルチメディア実習室とマルチメディアスタジオの確実な有効活用を継続するため、(ア) (イ) については、現指定管理期間（令和 2 年度～令和 6 年度）の業務仕様書同様、延べ時間数を記載しております。 また、(ア) (イ) はそれぞれ別の講座であることから、仕様書通り(ア) (イ)それぞれの延べ時間数で設定をお願いいたします。
2	3	(2) 市民交流プラザの使用の許可に関すること ア 施設の使用許可等 (イ) 無料施設（フリースペース、作業室及びラウンジ） フリースペースの一部（個人学習席）及びラウンジは個人での利用を認め、施設の提供にあたっては、使用者の平等な使用を確保すること とありますが、フリースペースの一部を個人学習席としての利用については、指定管理者が提案する内容であると考えます。仕様書に記載する理由はどのようなことか、ご教示願います。	本施設は団体、グループでの利用を原則としています。が、例外として、生涯学習には個人での学習が含まれることから、フリースペースの一部を個人学習席として利用することについては、当施設の設定目的の 1 つである生涯学習の支援を担保するために必要な業務であると考えます。つきましては、フリースペースの一部を個人学習席として利用させることは、指定管理者の業務として実施願います。ただし、その広さや仕様、配置等について提案があれば、記載願います。
3	4	エ 案内業務等 (ア) 指定管理者は、使用者が行う諸届出について、必要な助言を行うこと とされていますが、必要な助言を行うとは具体的にどのようなことを行うのか、ご教示願います。	諸届出の記載方法や受付期間等について具体的に説明したり、使用者から質問があった場合に必要な助言を行うこと等を想定しております。

4	6	(5) 市民交流プラザの施設及び設備の維持管理に関すること ア 施設及び設備等の維持管理に関することア 施設及び設備等の維持管理 (ア) 留意事項 ｃ 指定管理者は、設備の性能・機能保持のため、外観点検、機能点検、機器動作特性点検、整備業務など、法定点検等を適切に実施すること。その際、故障などの発生や短期間のうちに故障が発生すると見込まれる場合は、速やかに修繕工事を行うこととされています。 ３ リスク分担（P13 記載）にある「大規模な修繕は基本的には本市の負担とするが、指定管理者による修繕も可能とする」の内容が適するものは広島市の負担になるのではないかと、ご教示願います。 また、当該施設・設備の故障・不具合により利用者に対して損害を与えた場合、指定管理者は「施設・設備の維持管理の不備」を問われ、賠償責任を負うことになるのでしょうか、ご教示願います。	「大規模な修繕は基本的には本市の負担とするが、指定管理者による修繕も可能とする」について、指定管理者により実施した修繕については、指定管理者の負担となります。 また、来館者の事故等が発生した場合、現行指定管理における基本協定書のリスク分担と同様に、本市の施設等の設置瑕疵に係るものについては、基本的には指定管理者の加入する施設賠償責任保険により対応するものとします。上記以外については、指定管理者の負担となるため、自己の責任において、各種保険の加入等の対策を取っていただくこととなります。
5	6	(イ) 市民交流プラザの維持管理 業務内容に関する詳細は応募説明会で配布するとありますが、7月24日に開催された応募説明会で配布されませんでした。配布についてご教示願います。	前回指定管理者選定応募説明会においては、参考資料として維持管理業務の仕様書を配付しておりましたが、前回指定管理者より、現行の業務仕様書の中には指定管理者側で工夫を行っている部分もあり、公開することが適当ではないのではとの意見があり、当課で検討した結果、今回は配付を行わないこととしました。 仕様書の該当部分については削除すべきでしたが、失念しておりましたので仕様書の該当部分について削除いたします。
6	11	(6) その他市長が定める業務 エ 利用促進業務 ④若年層の利用者を増やす取組などについて、実効性のあ る有効な策や事業を企画、実施すること とされており、指定管理業務仕様書 新旧対照表（P11 記載）に来館者の年齢構成比が高齢者に偏っているため追加とありますが、来館者の年齢構成比の資料提示と若年層はどの年代を示すのか、また若年層の利用者を増やすねらいをご教示願います。	来館者の年齢構成比については当課が令和5年度に実施した別添『まちづくり市民交流プラザアンケート集計結果』を基にしております（19歳以下7.5%、20歳代3.3%、30歳代3.0%、40歳代5.7%、50歳代14.6%、60歳代20.1%、70歳以上38.0%）。 若年層とは、総務省の統計資料においては15～34歳までとされておりますが、当課

			においては10～30歳代と考えております。 本施設の令和5年度報告における事業アンケートによると、「余暇活用相談会」をはじめ高齢者向けの事業が充実しており参加率も高い一方、子育て世代を中心とした若年層の事業への参加率は低い状況であり、2階に常設しているラウンジ（託児スペース）の利用は年間6回に留まっています。 本施設の設置目的や立地条件を踏まえると、高齢者に限らず、幅広い年代の事業参加や施設の利用促進が課題であると考え、今回の公募に当たり、若年層の利用促進策を提案内容に追加しました。
7	12	4 リスク分担 「物価の変動」「需要の変動」は指定管理者のリスク分担となっていますが、世界情勢の不安定な状況下における現在では、物価や人件費が5年前と比べ高い上昇率となっており、今後もさらなる上昇が見込まれます。こうした物価変動リスクや予想される人件費の上昇をどのように見込まれて指定管理料の上限額を算定されているのかご教示願います。また、応募要領（P4）6（1）指定管理料の上限額にあります「一定程度の物価上昇を見込んだ額」を大幅に上回った場合の対応についてご教示願います。	人件費の上昇及び物件費の上昇については、日本銀行が「物価安定の目標」を消費者物価の前年比上昇率を2%と定めていることや、昨今の物価上昇の状況を踏まえ、令和5年度決算額を基準として毎年度2%の上昇を見込んでいます。 また、指定管理料の上限額の設定に当たっては、これまでの管理の実態や今般の物価上昇を踏まえたものとしていますが、社会経済情勢の変化などにより、更に物価が上昇するなどの状況になれば、消費者物価指数の状況などを踏まえながら、指定管理者の選定時に予見できる範囲を超えるものかを検討の上、追加措置等を行うかどうかを判断します。
8	13	4 リスク分担 ※大規模な修繕は1件当たりの費用が原則100万円以上のものとし、これに該当するか否かは施設の規模等により、個別に本市が決定するとありますが施設の規模等とは具体的にどのようなことか、ご教示願います。	施設の面積・規模等により考慮する場合があることを想定していますが、現状で具体的な参考事例はありません。

9	13	5 自主事業 (2) 利用者の利便性の向上のための自主事業を実施 イ 備品の設置 利用者の利便を図るため、可能な限り備品の対応をお願いする とありますが、これは指定管理者が提案する内容であると考えます。具体的にどのようなことをお願いされるのか、ご教示願います。	仕様書 13 ページに記載した「令和 6 年度に現在の指定管理者が設置している備品」は、利用者の利便を供するために必要なものと考えています。これら備品の継続使用を基本として、可能な限り備品の対応をお願いします。
10	16	6 職員配置、研修等 (2) 研修 カ 個人情報の保護について、広島市個人情報保護条例を遵守するよう、職員に周知・徹底を図ることとされていますが、個人情報の保護に関する法律及び広島市個人情報の保護に関する法律施行条例（P1 1 管理運営に関する基本的事項(2)に記載）を示すのか、ご教示願います。	お見込のとおりです。
11	18	1 1 その他 (3) 国旗、市旗等の掲揚及び降納 場合により、本市が指示する日時に外国旗等の掲揚、降納を行うこととされていますが、外国旗を掲揚、降納を行うときはどのようなときを示すのか、また外国旗の購入及び配布があるのか、ご教示願います。	現状で具体的な参考事例はありませんが、例えば、外国の要人を招いた大規模行事を本施設で実施する場合などが想定されます。その際の外国旗の用意に係る費用負担については、基本協定書リスク分担表に基づき判断いたします。
12	様式 4 3	(様式 4 - 3 別紙 1) 施設管理運営実績 ア 施設管理運営実績 施設概要にあります生涯学習支援施設、市民活動支援施設についてそれぞれどのような施設を表し、それぞれどのような施設が該当するのか、ご教示願います。	都市により施設の名称や形態は異なりますが、本市では公民館、図書館、区民文化センター等が想定されます。施設の目的や事業内容を踏まえて御判断ください。
13	様式 1 7	(様式 1 7) 指定管理実績調書 3 利用促進に関する取組について (2) 利用者数等の推移 「施設を所有している自治体から利用者数等の評価を受けている場合は、評価時の単位（人、％等）で記載してください。」とありますが、評価とは具体的にどのような評価を示すのか、ご教示願います。	本施設では利用促進に係る基準値（利用者数）が該当します。その他の施設や他都市の場合は、当該施設や都市の評価基準に当たる数値（例えば、利用者数、利用率等）を記載してください。

○基本協定書（案）

14	6	基本協定書（案） 人事の異動時についての事前報告 第29条 乙は、本施設の管理に従事する者を異動しようとするときは、事前に甲に報告するものとする。この場合において、本業務の実施に著しい支障が生じると甲が認めるときは、異動の見直しを求めることがある とありますが、どのようなときに見直しを求めるのか、ご教示願います。	まちづくり市民交流プラザの設置目的に即した施設運営を行うためには、市民の交流とまちづくり活動に関する識見と経験を有し、事業を実施するための専門的な知識及び実務能力を有する専門職員の配置が必要であると考えています。本条は、異動により専門職員が不在となる場合や、業務に支障が生じるような大幅な減員がある場合等を想定しています。
15	別紙6	（別紙6）リスク（不可抗力によるものを除く。）分担一覧表 維持管理業務 維持管理コストリスク内容（維持管理コストの増大・減少について、物価・金利、需要の変動等）の負担者で乙が○になっていますが、全て乙が負担するのか、また施設等損傷リスク内容（事故・火災等によるもの【甲の責めによるものを除く。】）について、基本的に乙が対応するとありますがどの範囲を乙が負担するのか、ご教示願います。	維持管理コストリスク内容（維持管理コストの増大・減少について、物価・金利、需要の変動等）については、指定管理者のリスクとしています。ただし、この基本的なリスク分担の定めによらず、不可抗力により指定管理者に損失や増加費用が発生した場合は、本市と指定管理者で協議を行い、合理性の認められる範囲で本市が負担することとしています。 施設等損傷リスク内容（事故・火災等によるもの【甲の責めによるものを除く。】）については、建物の火災保険の加入は本市が行いますが、それ以外は指定管理者で対応するものとします。